資料5

【環境審議会に関する条文抜粋】

○瀬戸市環境基本条例

平成13年3月30日

条例第10号

第3章　環境審議会

(設置等)

第25条　環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するため、瀬戸市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2　審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項に関し、市長に意見を述べることができる。

3　審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

(1)　環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

(2)　環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(組織)

第26条　審議会は、委員18人以内で組織する。

2　委員は、環境の保全及び創造に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3　審議会は、必要があると認めるときは、市長及び調査審議の対象となる関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

4　この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。